

# 防災行政無線設備工事

## 仕 様 書

令和 8 年 月

大 瀧 村

# 目 次

第1章 総則.....	1
1 目的.....	1
2 工事名称.....	1
3 履行場所.....	1
4 防災行政無線方式.....	1
5 関連文書.....	1
6 特許等.....	2
7 法令の遵守.....	2
8 官公庁等への諸手続き.....	2
9 構築における諸費用.....	2
10 提出書類.....	3
11 検査等.....	4
12 変更等.....	5
13 瑕疵担保・無償保証期間.....	5
14 疑義.....	5
15 契約期間.....	6
16 教育指導.....	6
17 火災保険等.....	6
18 保守管理.....	6
19 その他.....	6
第2章 共通指定事項.....	7
1 防災行政無線設備の基本事項.....	7

第3章 設備の概要 .....	8
1 防災行政無線設備機器標準構成.....	8
2 使用部品規格 .....	10
第4章 要求水準.....	11
1 防災行政無線設備の使用条件.....	11
2 防災行政無線設備機器仕様の要求水準.....	11
第5章 工事仕様.....	12
1 適用範囲 .....	12
2 工事施工範囲 .....	12
3 適用規格 .....	12
4 工 法 .....	12
5 保護及び危険防止等 .....	12
6 仮設及び移設 .....	12
7 屋内工事 .....	13
8 屋外工事 .....	13
9 機器据付け工事 .....	13
10 配線工事 .....	13
11 撤去工事 .....	13
第6章 特記仕様事項.....	14
第1 適用 .....	14
第2 仕様及び要水準変更 .....	14
第3 特記事項 .....	14
第4 全体進捗会議 .....	15

第5 検査・検収 ..... 16

第6 戸別受信機の配布及び設置..... 16

別紙1 屋外拡声子局配置図

別紙2 新防災行政無線システムに求める要求水準機能及び仕様

# 第1章 総則

## 1 目的

本仕様書は、大潟村が行う防災行政無線更新工事（以下「本工事」という。）の仕様について必要な事項を定めるものとする。

本工事は、災害時に住民への確実・迅速な防災情報伝達を行う設備の整備を主眼とする。整備に当たっては、60MHz帯 QPSK 方式のデジタル同報系防災行政無線の整備を中心とし、村内の屋外・屋内、ひいては村外で就労・就学する住民や観光客等の一時滞在者に対しても、防災情報を届けるための新たな情報伝達手段の確保及び平易な操作で迅速かつ的確に情報通信が行えるシステムの整備を目的とする。

また、近年普及が拡大しているスマートフォンへの対応をはじめ、住民が個々に受信方法を選択することが可能となることで利便性の向上を図るとともに、緊急時だけでなく平常時における広報・行政連絡などでの活用も目的とする。本工事には、これらの付帯設備の製造、据付、調整も含む。

## 2 工事名称

防災行政無線更新工事

## 3 履行場所

- (1) 大潟村役場
- (2) 男鹿潟上消防本部 （男鹿市船川港船川字海岸通り2号12-7）
- (3) 屋外拡声子局 7局 （別紙1）

## 4 防災行政無線方式

60MHz帯 QPSK 方式のデジタル同報系防災行政無線

## 5 関連文書

本仕様書に適用（引用または参考）する次の法律、規則、規格等の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り、契約時における最新版とする。

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号）及び同法関係規則
- (2) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び同法関係規則
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び同法関係規則
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関係規則
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関係規則
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係規則
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関係規則
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関係規則

- (9) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関係規則
- (10) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び同法関係規則
- (11) 産業廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関係規則
- (12) 建築リサイクル法（平成 12 年法律第 104 号）及び同法関係規則
- (13) 電気設備技術基準（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (14) 総務省東北総合通信局 無線局免許方針
- (15) 総務省消防庁 全国瞬時警報システム業務規程
- (16) 国際標準化機構（ISO）
- (17) 日本産業規格（JIS）
- (18) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (19) 日本電機工業会規格（JEM）
- (20) 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
- (21) 電池工業会規格（SBA）
- (22) 電波産業会標準規格（ARIB）
- (23) 鋼構造設計基準
- (24) 大潟村地域防災計画
- (25) 大潟村諸規則
- (26) その他関連法令等

## 6 特許等

受注者は製造及び装備工事等において、第三者の有する特許法、実用新案もしくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 7 法令の遵守

防災行政無線設備の製作及び設置に当たっては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく諸規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省省令第 61 号）等の関係諸規定を遵守すること。

## 8 官公庁等への諸手続き

製造及び設置工事等に必要の関係機関、通信会社、電力会社、アプリケーションサービスプロバイダ等に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

## 9 構築における諸費用

- (1) 防災行政無線設備の設置及び据付工事に係る光熱水費は受注者の負担とする。

- (2) 防災行政無線設備に要する回線創設料または回線移設料（ASP用回線の設置、手続等に要する費用をいう。）並びにシステム構築期間及び発注者の完成検査に合格した月末までの回線利用料は、全て受注者の負担とする。
- (3) 防災行政無線設備を構成する各装置に要するソフトウェア料、各種著作権料等の費用は受注者の負担とする。
- (4) 防災行政無線設備に要する地図の費用は受注者の負担とする。

## 10 提出書類

提出書類は次を標準とする。

### (1) 契約時提出図書

受注者は契約後速やかに下記に示す図書を発注者に提出し承認を受けること。

- ア 着手届
- イ 実施工程表
- ウ 現場代理人届
- エ その他必要な図書

### (2) 承認図

受注者は機器等の製造にあたり、下記に示す図書を含む承認図を発注者に提出し、発注者の承認を受け製造すること。

- ア システム構成図
- イ 構成表
- ウ 機器仕様
- エ 外観図
- オ その他必要書類

### (3) 施工関係図書

受注者は施工にあたり、下記に示す図書を発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

- ア 施工計画書
- イ 工事詳細工程表
- ウ 施工図
- エ 検査実施要領書（中間検査・完成検査）
- オ 検査記録書（中間検査・完成検査）
- カ 研修計画書
- キ 会議議事録
- ク その他必要書類

### (4) 完成図書

受注者は完成検査の1週間前迄に下記に示す内容を含む完成図書を発注者に提出すること。

なお、完成図書は電子データ（発注者が指定するCADデータ、PDF）で提出すること。

- ア 竣工図

- イ 機器配置図
- ウ 機器系統図
- エ 電源系統図
- オ 各種施工写真及び完成写真
- カ 出荷試験成績書
- キ 現地試験成績書
- ク 機器取扱説明書・操作説明書
- ケ その他必要書類

## 11 検査等

### (1) 一般事項

ア 受注者は検査のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、監督職員の指示に従わなければならない。

イ 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を管理するものとする。

ウ 受注者は検査の結果、工事目的物の補修または改造の措置が必要となったときは、監督職員の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を監督職員に通知しなければならない。

なお、監督職員は、事前に検査している部分検査や中間検査に合格している場合でも補修または、改造を命ずることがある。

### エ 事前準備等

(ア) 電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通）の点検及び清掃を行う。

(イ) 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等またはそれ以上となるまで反復して行う。

(ウ) 試験に使用する測定器の名称、主要性能及び製造会社名、校正年月日を試験成績書に記載する。

### オ 中間検査（工場検査）

(ア) 機器等の製造後において、本仕様書に基づき、工場出荷前に製品の工場検査を実施する。

(イ) 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し承認を得るものとする。

(ウ) 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要事項を記載したものであること。

(エ) 工場検査の検査内容は別途協議とする。

### カ 完成検査

(ア) 完成検査は、工事監理者の事務所検査が終了し、是正事項があった場合は是正処置後に実施することを原則とする。

(イ) 検査要領等は受注者が完成検査実施要領書を提出し発注者からの承認を得ること。完成検査は承認を得た完成検査実施要領書によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的

な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、監督職員の承認を受けるものとする。

## 12 変更等

(1) 防災行政無線設備について発注者が求める要求水準以下への変更は認めないものとする。

但し、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあつては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。

(2) 工事内容の変更は、原則として次によるものとする。

ア 発注者の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。

イ 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

## 13 瑕疵担保・無償保証期間

(1) 完成検査引渡し後、令和11年3月31日までに受注者の製造及び工事上の欠陥又は不良で生じた不具合事項は、受注者が速やかにかつ無償で修復すること。また、令和11年3月31日を経過した後においても、隠れた瑕疵（機器等の製造不良等に起因すると認められる故障または不具合）があつた場合は、受注者の責任において無償で修復すること。

損害賠償請求等については発注者が行うものとする。なお、以下の場合、適用除外とする。

ア 発注者または、第3者による輸送・移動時の落下・衝撃等、取扱が適正でないために生じた故障及び損傷。

イ 発注者または、第3者による使用上の誤り、あるいは不当な改造・修理による故障及び損傷。

ウ 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷。

(2) 無償保証期間は完成検査引渡し後、令和11年3月31日までとする。無償保証期間内であっても令和10年度に保守対象機器の点検を実施し、その報告書を発注者に提出すること。なお、点検にかかる費用は受注者の負担とする。

## 14 疑義

(1) 本仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決するものとする。

(2) 工事等について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに発注者と協議して発注者の裁定に従うこと。

(3) 本仕様書に明記されていない事項でも機能、性能上または、本工事の完了上当然認められる事項については、防災行政無線設備全体に支障が生じないよう配慮して工事の変更等を受注者の責任において実施すること。

(4) 本仕様書に関する訴訟等は発注者所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

15 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月17日(金)までとする。

16 教育指導

受注者は、防災行政無線設備の円滑な運用を図るため、責任を持って、関係職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る費用は受注者の負担とする。

17 火災保険等

受託者は、火災保険、その他保険は、次のとおり付さなければならない。ただし、これによらない場合は、発注者と別途協議すること。

(1) 保険の種類

組立保険または請負業者賠償責任保険とする。

(2) 保険期間

業務着手の日から目的物の引渡しの日までとする。

(3) 保険金額

契約金額(消費税込)とする。

(4) 被保険者

発注者、受託者及び再委託を受ける者とする。

(5) 保険証券の提出

契約締結後、速やかに保険等の契約を締結し、その証券等の写しを発注者に提出すること。

18 保守管理

(1) 詳細は別紙の保守仕様要求水準書による。

19 その他

(1) システムを施工する上で提示された各種データは、秘密情報の観点から、発注者及び受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。

(2) 仕様に記載されているシステムにおいて必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。

(3) 本仕様に記載されている全ての仕様は発注者が求める必要不可欠のものとなっている。しかし、これを上回る仕様を付加することでより良い運用が可能であり、かつ請負金額内で構築可能な場合は提案をすること。

## 第2章 共通指定事項

### 1 防災行政無線設備の基本事項

防災行政無線設備を構成する各装置は本工事の目的から耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満足するものとする。

- (1) 保守点検が容易に行える構造のものであること。
- (2) 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状・色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- (3) 取扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示すること。
- (4) 既設装置から新装置への切替えに際し、支障をきたさぬよう充分留意して実施すること。
- (5) 将来の機能拡充や機能追加・機器の増設に容易に対応できるものとし、最先端の技術を駆使した設計であること。また、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。
- (6) 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化が図られたものとし、連続稼働に耐える信頼性を有すること。
- (7) 防災行政無線を停止することなく保守作業を実施できる構造であること。

### 第3章 設備の概要

#### 1 防災行政無線設備機器標準構成

本工事の防災行政無線設備機器の標準構成は以下のとおりとする。提案により機器が増減することは可とするが、電源設備の容量が過剰に増大することは不可とする。

##### (1) 親局設備

項		機 器 名 称	備 考
1		親局設備	通信方式 SCPC、変調方式 QPSK
	(1)	無線送受信装置	現用予備構成 フリアク用チャンネルベース含む
	(2)	操作卓	フリアク用チャンネルベース含む
	ア	入出力インターフェース機能	操作卓または機器収容架に実装
	イ	選択呼出制御機能	同上
	ウ	音声調整制御機能	同上
	エ	連絡通話機能	同上
	オ	サイレンパターン機能	同上
	カ	ミュージックチャイム機能	同上
	キ	自動時刻整正機能	同上
	ク	外部起動インターフェース機能	同上
	ケ	被遠隔制御機能	同上
	コ	時差放送機能	同上
	サ	地図表示機能	同上
	シ	音声合成機能	同上
	ス	電話自動応答機能	同上
	セ	遠方監視制御機能	同上
	ソ	録音再生機能	同上
	タ	監視表示機能	同上
	チ	自動プログラム送出装置	同上

	(3)	多層連携サーバ (複数メディア連携) (消防 ASP との連携含む)	(連携要求を満たすもの) ラックマウント式
	(4)	自動通信記録装置	A4 レーザープリンタ
	(5)	空中線 (スリーブ)	60MHz 帯同報系
	(6)	空中線フィルタ	60MHz 帯バンドパスフィルター
	(7)	同軸避雷器	60MHz 帯用
	(8)	ファイヤーウォール	各メーカー推奨品とする。
	(9)	ルーター	各メーカー推奨品とする。
	(10)	SW-HUB	各メーカー推奨品とする。
	(11)	直流電源装置	電圧は各メーカー推奨値とする。 フリアク用チャンネルベース含む
	(12)	SPD (クラス II) 単相 3 線	参考メーカー：コスモシステム 盤含む
	(13)	DC-AC インバータ	1KVA

(2) 屋外拡声子局

項		機 器 名 称	備 考
2		屋外拡声局	
	(1)	屋外拡声子局	120W アンサーバック無
	(2)	屋外拡声子局増設架	+120W時
	(3)	空中線 (3 素子八木型)	60MHz 帯同報系 (金物共)
	(4)	同軸避雷器	60MHz 帯用
	(5)	外部接続箱	
	(6)	バッテリーボックス	停電 48 時間以上対応用
	(7)	中型ホーンアレイ 6 連 (縦 2 連) 用 240W	TOA 製 取付金具含む

(8)		中型ホーンアレイ 6 連 (縦 2 連) 用アンプ	TOA 製
(9)		中型ホーンアレイ 6 連 (縦 2 連) 用蓄電池	TOA 製 48 時間以上
(10)		中型ホーンアレイ 6 連 (縦 2 連) 用アンプ収容キャビネット	TOA 指定品
(11)		スリム型スピーカ	50W

### (3) 戸別受信機

項		機 器 名 称	備 考
3		戸別受信局設備	
	(1)	戸別受信機	
	(2)	屋内ダイポール空中線	参考品番：DP-0613
	(3)	戸別受信機用ブースター	参考品番：AMP-060-95FN (セット)

## 2 使用部品規格

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (4) 通信機用部品は J I S 若しくは東西日本電信電話株式会社仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。

## 第4章 要求水準

### 1 防災行政無線設備の使用条件

防災行政無線設備は前章で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。

設備の使用条件は、次によるものとする。

- (1) 周囲温度（室内） 10℃～30℃
- (2) 周囲温度（室外） -10℃～40℃
- (3) 周囲湿度（室内） 20%～80%以下（結露なきこと）
- (4) 連続動作 連続使用が可能であること。
- (5) 機器電圧 各メーカーが推奨する電圧とする。

### 2 防災行政無線設備機器仕様の要求水準

#### (1) 機器寸法

各メーカーの標準仕様の寸法で可とするが、現行の無線室ならびに機械室の大幅な改修を必要とする場合は不可とする。

#### (2) 新防災行政無線システムに求める要求水準機能及び仕様

別紙2参照

#### (3) 新防災行政無線システムに希望する機能及び仕様

以下の内容は必須ではなく、発注者があれば望ましいと考えている機能及び仕様である。

- ア 操作卓でプログラムの通報禁止時間を設定し、その通報禁止時間帯にかかるプログラムは登録できないこと。
- イ PC、スマートフォン等の機器を操作し、ASP サービスを介して遠隔で防災行政無線設備の放送が行えること。
- ウ 屋外拡声子局の電力会社との契約種別は、定額電灯契約小型機器100VAにて契約できること。

## 第5章 工事仕様

### 1 適用範囲

本仕様は防災行政無線設備の据付配線工事等に適用するものであるが、構築周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て発注者の承諾を得て工事を進めること。

### 2 工事施工範囲

本仕様の工事施工範囲は次のとおりとする。

- (1) 納入機器の機器据付工事及び既設機器移設工事
- (2) 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続工事
- (3) 機器相互間のケーブル布設接続工事
- (4) 工事試験及び上記各項関連作業

### 3 適用規格

本仕様の適用規格及び法令は次のとおりとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 日本電機工業会規格（JEM）
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (4) 電波法
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 日本電信電話株式会社標準工法
- (7) その他関係法令・規格等

### 4 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- (1) 工法については、耐風・耐水・耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。
- (2) 本仕様に記載されていない事項は、発注者と協議して施工すること。

### 5 保護及び危険防止等

- (1) 本工事施工に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。  
万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従って速やかに復旧させること。
- (2) 本工事施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。

### 6 仮設及び移設

- (1) 本工事の施工に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な

場所に仮設または移設をすること。

- (2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ速やかに処置すること。
- (3) 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- (4) 移設装置は、別途指示するとともにラック等にて収納すること。

## 7 屋内工事

- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等のボルトを用い強固に行うこと。
- (2) 本工事の施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。

## 8 屋外工事

- (1) 本工事の施工に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ発注者に申出てその承認を得ること。
- (2) 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。
- (3) 空中線取付工事については、原則として屋上支柱に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。

## 9 機器据付け工事

- (1) 本工事の機器配置は、発注者と協議して決定すること。
- (2) 機器の据付け工事は、耐震を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- (3) 機器の床据付けには、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

## 10 配線工事

- (1) 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- (2) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に施工し完全な防水処理をすること。
- (3) 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- (4) 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- (5) 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

## 11 撤去工事

- (1) 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、協議を実施し発注者の承認を得ること。
- (2) 不用機器等の処理については、発注者の指示により行うこと。

## 第6章 特記仕様事項

### 第1 適用

本特記仕様事項は、本工事の仕様書を補足するものであり、次の特記仕様事項を優先する。

なお、応札に当たっては、設計図、仕様書及び特記仕様事項に定める機能、構造及びその他記載の内容を遵守することとし、受注者の一方的な解釈による応札や落札後の仕様変更の申出は認めない。

### 第2 仕様及び要水準変更

1 仕様及び要求水準の変更は下記の場合を除き一切認めないものとする。

(1) 監督員の要請による場合

(2) 仕様及び要求水準と同等以上であると監督員が承認した場合

2 仕様及び要求水準の変更については全ての事項について受注者は協議書を提出し、監督員及び工事監理者の承認を得ること。

3 仕様及び要求水準と同等以上であるかどうかの判断が困難な事項については、必ず入札前の質問期間中に質問書を提出して確認すること。また、質問書に対する回答で仕様及び要求水準と同等以上であると認められた事項についても、受注者は契約時後にあらためて協議書を提出し、監督員及び監理者の承認を得ること。

### 第3 特記事項

1 本工事の施工体制は、障害発生時などにおいて、迅速な対応ができる体制とすること。

2 仕様書及び特記仕様事項に明記されていない事項でも、当然なすべき附帯工事及び処理については受注者の責任において行うこと。

3 機器の運用、保守管理に必要な取り扱い説明書を作成し、機能が十分に発揮できるように、関係職員に対して十分な操作指導を行うこと。

### 4 無線室

(1) 装置の配置は、機器レイアウト図に準拠すること。ただし、機器のサイズについては参考値とする。

(2) 図面と現況が異なる場合及び図面上に記載がない装置の配置については発注者と協議後、据付を行うこと。

(3) 架台は、アンカーボルト等で堅固に取りつけること。

(4) 装置架と架台はボルトナットにて堅固に取りつけること。

(5) 操作卓内の制御部等は固定金具又は耐震用バンド等により堅固に取りつけること。

(6) フリーアクセス内はころがし配線とすること。

#### 6 屋外拡声子局設備据付

(1) 装置の配置は、設計図面に準拠すること。

(2) 図面と現況が異なる場合及び図面上に記載がない装置の配置については発注者と協議後据付を行うこと。

7 既設設備保守業者と受注者の調整に係る契約等について、発注者は介入しないものとする。

8 既設利用する配線以外は配線も撤去すること。撤去する既設配線は撤去機器の付属品とする。

#### 9 工事出来高数量の作成

受注者は発注者の指示により工事出来高数量の作成を速やかに行うこと。書式、作成時期については、別途指示する。

#### 10 多層連携構築費

多層連携構築費には以下の費用が含まれている。

(1) 大潟村役場ホームページ連携改修費

(2) ASP 連携費（工期までのランニング費用含む）

(3) その他、多層連携に必要な費用

11 多層連携に係る年間ランニングコストの詳細を令和8年9月末日までに提出すること。

12 保守点検費用とは別にソフトウェアのライセンス費用等が発生する場合は、令和8年9月末日までに提出すること。

### 第4 全体進捗会議

1 全体進捗会議は、下記の目的のために最低月1回定期的を実施する。

(1) 事業全体の日程計画調整

(2) 工事進捗管理

(3) 機器仕様打合せにおける諸問題の調整、検討、解決

#### 2 議事録の作成

議事録は受注者が作成し、5日営業日以内に発注者ならびに工事監理者にメールにて提出し内容の承認を得た後、捺印したものを工事監理者に2部送付（発注者用と受注者用）すること。工事監理者は捺印後、発注者へ送付する。

### 3 機器承認

- (1) 仕様書、本特記仕様書、要求水準、協議書の内容と齟齬のある機器承認図及びソフトウェア設計仕様書等(以下「承認図書」という。)は承認しない。
- (2) 上記不承認による納入遅滞についてはすべて受注者の責に帰するものとする。

### 第5 検査・検収

- 1 工場（製造）検査は令和9年2月末日までに実施すること。
- 2 受注者は完成検査を受検する前に工事監理者の監理事務所検査を受検すること。監理事務所検査で是正指示があった箇所については適切に処置すること。
- 3 完成検査において承認図書記載の内容と異なる物品(システム)が納入されたと確認された場合、完成検査は不合格とし、検収は行わない。
- 4 検収が行われなかった場合、受注者は速やかに補修を行い、承認図書記載の内容と同一の物品(システム)とし、再検査を受けること。

### 第6 戸別受信機の配布及び設置

戸別受信機の配布及び設置は令和9年8月末日までに完了すること。

以上